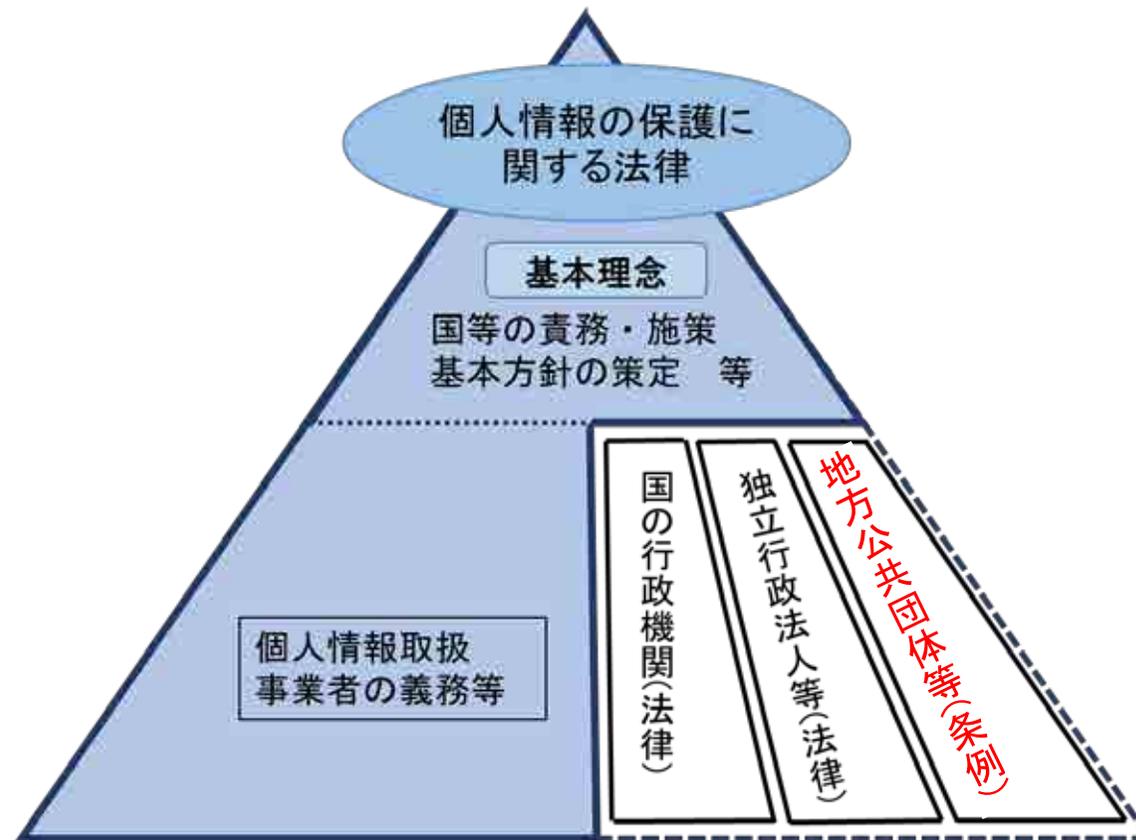


地方公共団体の 個人情報保護制度の検討

令和2年11月
総務省自治行政局

【個人情報保護関係法令イメージ（現行）】



【関連する閣議決定】

【見直しの方向性：民間事業者・国の行政機関・独立行政法人】

「個人情報保護3法*の共通化を図る」

*民間事業者、国の行政機関、独立行政法人
< 骨太の方針2020 (経済財政運営と改革の基本方針
(令和2年7月17日閣議決定)) >

「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る」

< 成長戦略 (成長戦略フォローアップ)
(令和2年7月17日閣議決定)) >

【見直しの方向性：地方公共団体】

「地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」

< 骨太の方針2020 (経済財政運営と改革の基本方針
(令和2年7月17日閣議決定)) >

「地方公共団体の個人情報保護制度についても（中略）、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」

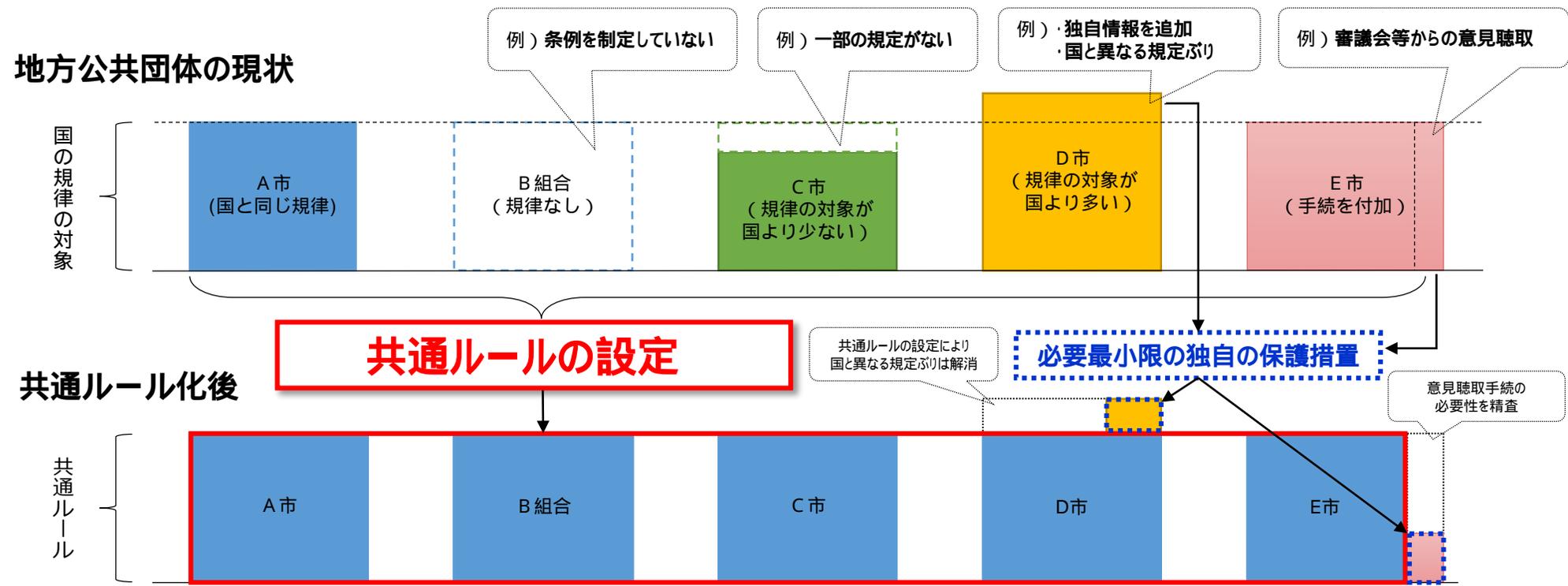
< 成長戦略 (成長戦略フォローアップ)
(令和2年7月17日閣議決定)) >

< 地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの >

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 いわゆる「2000個問題」
 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
 等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 例) ・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通)

< 検討の方向性 >

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定



医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

趣旨

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、

- ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
- ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）

独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。

こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

素案

適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用、 に係る部分は除く

定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等

施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出